

平成30年7月から 市議会にタブレット端末を導入しました

本市議会では、平成29年3月にタブレット端末導入研究会を立ち上げ、タブレット端末導入について、目的、使用方法、費用負担、運用ルールなどの検討を重ねてきました。その結果、タブレット端末を導入することを決定し、平成30年7月から運用を開始しました。

導入目的と使用方法

●ペーパーレス化

会議（本会議、委員会等）の資料をデータ化し、ペーパーレス会議を実施します。また、各種行政計画書、議会の資料をデータ化します。

●コスト削減

議員への連絡手段をファックスからメールにし、ファックスを廃止します。

●省資源化の推進

紙の資料を削減し、省資源化を図ります。

●情報の共有化

議会の予定と議員のスケジュールを一括管理し、全議員が情報を共有します。また、データ化した資料を全議員がいつでも、どこでも閲覧することができます。

●その他

災害時の情報伝達や、議員から被災状況の写真を事務局に送信することに使用します。また、市民への情報発信に使用します。



全10回のタブレット端末導入研究会で検討しました。

7月6日に、タブレット端末、ペーパーレス会議システム、グループウェアの操作研修を行いました。



タブレット端末研修会



導入したタブレット端末
iPadPro 12.9インチ

政務活動費収支報告書、領収書などは 議会図書室で閲覧できます

政務活動費とは

地方議会の議員が行う調査研究などに必要な経費の一部として支払われるもので、本市では、会派所属議員一人当たり月額2万3,000円を会派に対して交付しています。

近年、政務活動費の不正使用などの問題が全国的に報じられ、収支報告書や領収書などの公開による透明性の確保が求められていることから、本市議会では、政務活動費収支報告書と領収書などの写しを議会図書室に設置し、どなたでも閲覧できるようにしています。



議会図書室は、議員の調査研究を目的に設置しており、官報や政府刊行物などが設置してあります。

市議会は傍聴することができます

本会議は、議場（本庁舎3階）で行われており、どなたでも傍聴することができます。
市議会の活動を知るためにも、ぜひ傍聴にお越しください。



6月11日の一般質問は、多くの方が傍聴しました。

◎申し込み方法

傍聴を希望される方は、当日、傍聴受付票に、住所・氏名・年齢を記入し、傍聴券を受け取り、入場してください。



本会議の様子は、市役所ロビー（本庁舎1階）のモニター中継で見することもできます。この場合、手続きは不要です。

公職選挙法により政治家は選挙区民にこのようなことができません。

- 1 祭りの寄附や祝儀（神社への献酒や食事代の実費も含む）
- 2 各種スポーツ大会への差し入れ
- 3 開店祝いのお花輪やお祝い
- 4 葬式のお花輪（親族を除く）
- 5 お歳暮やお中元
- 6 卒業、就職、出産などのお祝い

祭りの寄附や祝儀

各種スポーツ大会への差し入れ

開店祝いのお花輪やお祝い



年賀状などの
挨拶状

本市議会では、市議会議員政治倫理条例により、自筆の答礼であっても年賀状、暑中見舞いなどのあいさつ状、結婚式を除く祝電や弔電も差し控えています。皆様の御理解をお願いします。

有権者から寄附などを求めることも禁止されています。